

審査請求について

全国市町村職員共済組合連合会若しくは各指定都市・市町村・都市職員共済組合が行った次に掲げる処分に対して不服がある場合は、全国市町村職員共済組合連合会審査会に審査請求を行うことができます。

本審査会は、地方公務員等共済組合法第117条第1項の規定に基づき、全国市町村職員共済組合連合会若しくは各指定都市・市町村・都市職員共済組合が行った処分（給付の決定等）について、法令の規定に照らしてその可否を審査する機関です。

（※処分の理由、内容等についての説明は行えません。）

審査請求については、地方公務員等共済組合法第117条第1項の規定により審査請求できる事項が列挙されています。

【審査請求を行うことができる処分（地方公務員等共済組合法第117条第1項）】

- ・組合員の資格に関する決定
- ・短期給付に関する決定
- ・退職等年金給付に関する決定
- ・厚生年金被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分
- ・掛金等の徴収
- ・組合員期間の確認
- ・障害基礎年金に係る障害の程度の診査

審査請求を行う場合は、処分等があったことを知った日（知り得た日）から3か月以内に書面にて行う必要があります。

標準審理期間については、[別添](#)をご参照ください。

審査請求の手続については、全国市町村職員共済組合連合会審査会（〒102-0084東京都千代田区二番町2 TEL 03-6730-6501）にお問い合わせください。お問い合わせに基づき、審査請求書のひな型を送付します。

なお、処分の理由、内容等について詳しくお聞きになりたい場合には、各指定都市・市町村・都市職員共済組合へお問い合わせください。